

1 開会及び閉会の日時

令和7年7月14日 午後1時03分～午後1時15分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	森山	太嗣
	教育長職務代理者	徳山	育弘
	委 員	太田垣	亘世
	委 員	正岡	康子
	委 員	片谷	勉

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	藤川	明美
教 育 次 長	嶋名	雅之
管 理 部 長	佐々木	修
職 員 課 長	藤原	薫
企 画 管 理 課 長	西川	欣伸

日程第1 議事

- (1) 議案第37号 尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則を一部改正する規則について

午後1時03分、教育長は開会を宣した。

森山教育長

本日の日程につきましては、配付いたしております日程表のとおりです。

日程第1「議事」の「議案第37号 尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則を一部改正する規則について」議題とします。提案理由の説明を求めます。

職員課長

職員課長でございます。それでは、議案第37号「尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則」の改正につきましてご説明申し上げます。

「尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当」は教職員の管理職員が、土日、いわゆる勤務を要しない日や、平日の勤務時間外となる深夜に、災害等の対応のために緊急的に勤務した場合に支給される手当でございます。改正の内容について、お手元の資料6ページ上段「尼崎市職員の給与に関する条例の一部改正」をご覧ください。

第19条の2第1項第2号の下線部ですが、改正前は「午前0時からその翌日の午前5時まで間」が管理職員特別勤務手当の支給対象でございましたが、令和6年度の人事院勧告を受け、令和7年度より、国と同様に支給対象時間が「午後10時から」に改められております。この条例改正を受けまして、尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則第2条及び第3条第2項、第4条の規定整備、その他文言

の整理を市長事務部局の所管する規則改正の内容に準じて行うものございます。

資料6 ページ下段「勤務1回の支給額」をご覧ください。

1号勤務とは土日、いわゆる勤務を要しない日の勤務、2号勤務とは、平日の深夜の勤務を指します。1号勤務及び2号勤務の支給対象者ごとの支給金額を一覧表としております。「1号から2号勤務」は日曜の深夜から日付をまたいで月曜日まで勤務した場合が想定されますが、そのような場合は「1号勤務」の単価といたします。

「2号勤務から1号勤務」及び「1号勤務から1号勤務から2号勤務」も同様で、勤務の時間帯に1号勤務の時間帯が含まれる場合は、1号勤務の単価となります。

今回の改正で、単価や支給条件に変更はございませんが、支給対象の勤務時間が午後10時からとなったことをうけ、必要な文言整理を行うものでございます。施行日は令和7年7月14日としております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

森山教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 単価は、土曜日、日曜日、月曜日の夜まで行った場合、7000円かける3ということか。

職員課長 その場合は、3時間以上の連続した勤務1回ということになりますので、例えばこの1号勤務であれば7000円が支給されるということになります。

徳山委員 1号1号2号となるのではないのか。

職員課長 2号から1号勤務となる場合、例えば金曜日の夜の10時から働き出して、翌日土曜日の夜中の1時まで働かれたら、3時間の勤務になります。トータル1回当たりを出すときに金額としては2号ではなくて1号の単価を使って支給をいたします。

徳山委員 1号の休日で、例えば9時から5時で出勤しても7000円なのか。

職員課長 そうなります。例えば土日の学校が閉鎖されている時に災害が発生して、避難所を開設するとなったときに、教頭先生が避難所の対応をしましたということで、土曜日に3時間以上働かれた場合は、7000円が支給されます。この表には記載できておりませんが、さらに6時間を超えた場合は、1.5倍の額となるということでございます。

徳山委員 なるほど。

管理部長 今、委員がおっしゃったように、金曜日から月曜日の夕方まで勤務した場合においてもあくまで1勤務になりますので、額としては、7000円になります。2日間勤めたとしても7000円です。もともと管理職員は、超過勤務という概念がありません。

るので、そういった意味では週休日である、土曜日や日曜日の勤務に対しての手当ということで、管理職員特別勤務手当が出ています。特に災害で支給するケースが多いんですけども、災害時において、土曜日日曜日に出勤した場合には、相応の手当を支給するという概念になっています。ただあくまでも勤務1回という概念なりますので、災害のように連続してしまうと、その1回の勤務でみますので、1回分の手当しか出ないというのが実情になっています。

徳山委員 対象は管理職か。

管理部長 管理職員です。行政職でいうと課長級以上、学校でいうと園長、教頭、校長になります。

徳山委員 他市の土木職では、洪水対策で対応したときなど、管理職が夜食を手配しないといけないしきりがあるとか聞いた。

管理部長 私も以前おりましたが、現場作業のあるところは、対応で残っていても食事がないので、慣習的に管理職がポケットマネーで用意してあげるということはあります。

徳山委員 管理職になって一気に手取りが下がったという話か。

管理部長 管理職になりますと超過勤務手当がなくなりますので、どうしても超過勤務手当と管理職手当の差は出てきます。この手当については、今まで土曜日の日にちが変わってからしか出てなかったところを金曜日の夜10時から支給対象となる時間に含める変更となっております。国の方も国会答弁などの関係で、この時間が長くなったと聞いております。

徳山委員 警報が出て避難所を開設するときに、教育委員会以外は、いつも課長級が土日出て対応しているように感じるが、出勤を命じられている範囲はどのように決まっているのか。

管理部長 災害の指令に0号、1号、2号、3号といった基準があります。0号は、台風が来る前、前日であったり前日からの準備ということで、危機管理安全部門とハード系の部門が0号配備で、気象情報を見て備えるということになります。警報が出ると1号配備ということで職員の3分の1程度ぐらいが出るということになります。部署によっては、必要がなければ出ないという職員もおります。出勤するのは、どうしてもハード系の部署、それと各局の企画管理課になってきます。また、避難所を開設するというのであればその避難所に関連するところが出ていくことになります。

正岡委員 この(2)の2番のところ、表のすぐ上の文言について、勤務1回につき1万2000円を超えない範囲内と記載されているが、先ほど2日に渡ると1.5倍ということを知った。例えば7000円の1.5倍であれば1万5000円となるが、この1万

2000円になるパターンは、どんな勤務なのか。

職員課長 市長事務部局の局長級の方が出られる場合は、単価が高くなりますのでこの上限となる対象となります。教育委員会においては、この7000円あるいは1.5倍の1万5000円というのが上限ということになります。表は市長事務部局を含めたものでございます。

正岡委員 それともう1点、その上の(2)のところ、今回、午後10時から翌日の午前5時までに変更するという話だったが、現状は午後10時から午前0時までの2時間については何も出てないという理解でよいか。

職員課長 そういうことになります。

正岡委員 午前0時から翌日の午前5時の部分の今の支給額はいくらか。

職員課長 支給対象時間の変更だけで支給額は変わっておりません。

徳山委員 労働時間がのびても変わらないのか。

職員課長 対象となる時間が増えますので、手当がもらえる機会は少し増えます。

正岡委員 この表のカッコの中、9割となっている金額の対象は再任用の先生方でよいか。

職員課長 そのとおりです。

太田垣委員 災害での避難所のケース以外で想定されるケースはあるのか。

職員課長 教育委員会では中々ないと思いますが、先ほど部長が申しあげました施設や機械といった設備関係が破損した場合、例えば水道管が破裂したとかなどの、そういった予期せぬ緊急事態に対応することが想定されますので、市長事務部局であれば、そういうところも対象となってまいります。

森山教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第37号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第37号」は原案のとおり可決いたしました。

森山教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会7月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会 7 月臨時会の議事の全部を終了したので、午後 1 時 1 5 分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会 7 月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。